二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　四十二号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三重県度会郡大紀町柏野字浅間山裏一五四〇番六から同町柏野字柿ノ谷一六七一番二まで	前	一〇・〇〇～二三・〇〇メートル	〇・二八八キロメートル
	後	一一・〇〇～二七・〇〇メートル	〇・二八八キロメートル

三　(一)　(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所
　　(二)　道路の種類　一般国道
　　(三)　路線名　百五十五号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
知立市宝町塩掻一九番一から同市西町西二一番まで	前	二〇・〇〇～三八・九〇メートル	〇・三〇四キロメートル
	後	二五・一〇～四六・四〇メートル	〇・三〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十日

中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	大垣市林町九丁目一〇〇番から同市中野町一丁目八番まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所
百五十五号	知立市宝町塩掻一七番四から同市西町亀池二一番二まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	大阪市西淀川区千舟一丁目一番一から同市西淀川区千舟二丁目一一番二まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十日

○近畿地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第三十九号東部大阪都市計画道路事業三・四・二百二十一―三号大県本郷線

三　事業施行期間　自平成九年一月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第三十三号北部大阪都市計画道路事業三・二百五―六号十三高槻線

三　事業施行期間　自平成十年一月十三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千五百七十四号備後圏都市計画道路事業三・四・六〇七号松永港本郷線、三・四・六〇五号柳津稲荷島線及び三・六・六〇三号松永中央線

三　事業施行期間　自平成七年九月八日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成七年建設省告示第千五百七十四号及び平成十七年中国地方整備局告示第十六号の事業地のうち広島県福山市松永町字本郷島、字今津島ノ上、松永町二丁目、松永町三丁目及び松永町六丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成七年建設省告示第千五百七十四号及び平成十七年中国地方整備局告示第十六号の事業地に広島県福山市松永町字本郷島、字今津島ノ上、松永町二丁目、松永町三丁目及び松永町六丁目を加える。

○中国地方整備局告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中国地方整備局告示第七十三号備後圏都市計画道路事業三・三・六三〇号鷹取奈良津線

三　事業施行期間　自平成十五年九月十日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十五年中国地方整備局告示第七十三号の事業地のうち広島県福山市花園町一丁目、花園町二丁目、御門町二丁目及び御門町三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成十五年中国地方整備局告示第七十三号の事業地に広島県福山市花園町一丁目、花園町二丁目、御門町二丁目及び御門町三丁目を加える。